

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 17 日（金）第3297号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 2
- 土地改良区の役員の住所の変更の届出（農地整備課取扱い） 3
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 3
- 道路の区域の変更（4件）（道路維持課取扱い） 3
- 道路の供用の開始（3件）（道路維持課取扱い） 4
- 洪水浸水想定区域の指定（3件）（河川課取扱い） 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課取扱い） 6
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課取扱い） 9
- 道路の位置指定（鹿児島地域振興局取扱い） 9

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 9
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 10
- 競争入札の参加者の資格に関する公告（管財課取扱い） 10

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 11

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業雑踏警備業務1級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 12

## 告 示

## 鹿児島県告示第292号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年 3 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
出水郡長島町獅子島字下別當3162番2（次の図に示す部分に限る。），字權現之迫3214番
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第293号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 1 保安林の所在場所

出水郡長島町獅子島字前田3329番1（次の図に示す部分に限る。）、3329番2、3330番1から3330番4まで

#### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、笠野原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 1 就任した役員の氏名及び住所

理事	安藤	和文	鹿屋市下高隈町5023番地6
理事	川崎	成敏	鹿屋市上祓川町7919番地
理事	田原	義博	鹿屋市東原町3269番地
理事	山中	芳春	鹿屋市王子町3966番地4
理事	梶原	正憲	鹿屋市旭原町2404番地1
理事	松下	逸馬	鹿屋市白崎町13番16号
理事	武元	悟	鹿屋市笠之原町7365番地12
理事	畠井	孝二	鹿屋市川東町7084番地3
理事	高橋	見直	鹿屋市吾平町下名2936番地2
理事	蛭川	信幸	鹿屋市串良町細山田5171番地4
理事	篠原	憲幸	鹿屋市串良町有里7535番地1
理事	小城	鶴守	鹿屋市串良町有里8150番地5
理事	道免	勇	鹿屋市串良町有里2380番地1
理事	田平	一盛	鹿屋市串良町下小原2787番地2
理事	内門	道秋	鹿屋市串良町岡崎3163番地
理事	山下	繁	鹿屋市串良町有里7555番地1
理事	中野	純喬	鹿屋市串良町上小原3206番地
理事	福田	幹雄	肝属郡肝付町富山1656番地
監事	東	速雄	鹿屋市東原町6826番地10

監事 味吉 成男 鹿屋市串良町細山田4574番地12  
監事 西元 貞幸 鹿屋市川東町6711番地  
(任期 平成29年2月21日から平成33年2月20日まで)

## 2 退任した役員の氏名及び住所

理事 安藤 和文 鹿屋市下高隈町5023番地 6  
理事 川崎 成敏 鹿屋市上祓川町7919番地  
理事 田原 義博 鹿屋市東原町3269番地  
理事 鳥丸 徳三 鹿屋市打馬一丁目18番 8 号  
理事 梶原 正憲 鹿屋市旭原町2404番地 1  
理事 松下 逸馬 鹿屋市白崎町13番16号  
理事 武元 悟 鹿屋市笠之原町7365番地12  
理事 梶井 孝二 鹿屋市川東町7084番地 3  
理事 高橋 見直 鹿屋市吾平町下名2936番地 2  
理事 蛭川 信幸 鹿屋市串良町細山田5171番地 4  
理事 篠原 憲幸 鹿屋市串良町有里7535番地 1  
理事 小城 鶴守 鹿屋市串良町有里8150番地 5  
理事 道免 勇 鹿屋市串良町有里2380番地 1  
理事 田平 一盛 鹿屋市串良町下小原2787番地 2  
理事 内門 道秋 鹿屋市串良町岡崎3163番地  
理事 山下 繁 鹿屋市串良町有里7555番地 1  
理事 中野 純喬 鹿屋市串良町上小原3206番地  
理事 福田 幹雄 肝属郡肝付町富山1656番地  
監事 東 速雄 鹿屋市東原町6826番地10  
監事 味吉 成男 鹿屋市串良町細山田4574番地12  
監事 西元 貞幸 鹿屋市川東町6711番地

## 鹿児島県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，笠野原土地改良区の役員の住所の変更について次のとおり届出があった。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

変更前

理事 川崎 成敏 鹿屋市祓川町6577番地 2

変更後

理事 川崎 成敏 鹿屋市上祓川町7919番地

## 鹿児島県告示第296号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成29年2月7日鹿児島県告示第125号で告示した公共測量の実施は，平成29年2月28日終了した旨の通知があった。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成29年3月17日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水南之郷線	鹿屋市輝北町上百引字上立元3929番2地先から同市輝北町市成字フチケヲ3457番4地先まで	前	10.0～75.0	3,857.5
			後	14.5～140.0	2,360.0

## 鹿児島県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	下平川内城線	大島郡知名町大字赤嶺字與ムン者原1139番1地先から同町大字赤嶺字阿田1219番1地先まで	前	6.9～24.5	130.6
			後	9.6～24.5	130.6

## 鹿児島県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内郡山線	日置市東市来町養母字三方塚15435番1地先から鹿児島市郡山岳町3132番4地先まで	前	10.3～14.4	109.8
			後	8.2～24.2	109.4
		鹿児島市郡山岳町3132番2地先内	前	8.6～12.3	28.1
			後	9.3～17.5	28.1

## 鹿児島県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内郡山線	日置市東市来町養母字三方塚15435番1地先から鹿児島市郡山岳町3132番4地先まで 鹿児島市郡山岳町3132番2地先内	平成29年3月17日

## 鹿児島県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	小山田谷山線	鹿児島市春山町1499番2地先から1507番14地先まで	前	5.4～16.4	123.7
			前	12.0～23.1	117.8
			後	12.0～23.1	117.8

## 鹿児島県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	小山田谷山線	鹿児島市春山町1499番2地先から1507番14地先まで	平成29年3月17日

## 鹿児島県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字古志字宮崎87番2地先から同町大字古志字川田ノ一89番1地先まで	平成29年3月17日

## 鹿児島県告示第304号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域

を指定した。

なお、平成19年3月30日鹿児島県告示第606号（浸水想定区域の指定）は、廃止する。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

1 河川の名称

万之瀬川水系万之瀬川及び加世田川

2 指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

別紙図面のとおり

3 計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

別紙図面のとおり

（「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第305号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

なお、平成21年8月21日鹿児島県告示第924号（浸水想定区域の指定）は、廃止する。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

1 河川の名称

神之川水系神之川、長松川及び下谷口川

2 指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

別紙図面のとおり

3 計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

別紙図面のとおり

（「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第306号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

なお、平成23年3月18日鹿児島県告示第277号（浸水想定区域の指定）は、廃止する。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

1 河川の名称

花渡川水系花渡川及び中洲川

2 指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間

別紙図面のとおり

3 計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

別紙図面のとおり

（「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第307号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置い

て縦覧に供する。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

区域の名称	区 域
鬼迫地区	次に掲げる標柱の1号から8号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と8号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 2号 鹿児島市岡之原町4980番1 3号 鹿児島市岡之原町4980番2 4号 5号 鹿児島市岡之原町4983番1 6号 鹿児島市西伊敷七丁目5010番2 7号 8号 鹿児島市岡之原町4982番
たんだど地区	次に掲げる標柱の1号から4号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と4号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 鹿児島市東坂元三丁目1722番1 2号 鹿児島市東坂元三丁目1726番5 3号 鹿児島市東坂元三丁目1703番1 4号 鹿児島市東坂元三丁目1722番2
下伊敷2-1地区	次に掲げる標柱の1号から11号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と11号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 10号 11号 鹿児島市下伊敷二丁目3244番 2号 鹿児島市下伊敷二丁目3233番乙 3号 鹿児島市下伊敷二丁目3202番 4号 鹿児島市下伊敷二丁目3201番甲 5号 鹿児島市下伊敷二丁目3010番 6号 鹿児島市下伊敷二丁目3005番イ 7号 鹿児島市下伊敷二丁目3246番3 8号 鹿児島市下伊敷二丁目3256番1 9号 鹿児島市下伊敷二丁目3256番6
長田1地区	次に掲げる標柱の1号から11号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と11号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 鹿児島市長田町146番2 2号 鹿児島市長田町147番1 3号 4号 鹿児島市冷水町52番 5号 6号 鹿児島市冷水町51番1 7号 鹿児島市冷水町49番1 8号 鹿児島市冷水町49番6 9号 鹿児島市長田町143番 10号 鹿児島市長田町143番1 11号 鹿児島市長田町144番1
杉ヶ谷2地区	次に掲げる標柱の1号から8号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と8号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 鹿児島市草牟田一丁目4191番1 2号 鹿児島市草牟田一丁目4234番1 3号 鹿児島市草牟田一丁目4252番2 4号 鹿児島市草牟田一丁目4254番

	5号 6号 7号 8号	鹿児島市草牟田一丁目4252番 鹿児島市草牟田一丁目4253番2 鹿児島市草牟田一丁目4235番3 鹿児島市草牟田一丁目4235番18
田中宇都4-1地区	次に掲げる標柱の1号から4号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と4号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号	標柱の所在地 鹿児島市小野三丁目934番1 鹿児島市小野町931番2 鹿児島市小野町932番 鹿児島市小野三丁目929番2
田中宇都4-2地区	次に掲げる標柱の1号から7号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と7号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 7号 2号 3号 4号 5号 6号	標柱の所在地 鹿児島市小野三丁目901番 鹿児島市小野町906番1 鹿児島市小野三丁目888番2 鹿児島市小野三丁目894番 鹿児島市小野三丁目895番2 鹿児島市小野三丁目895番1
中福良4地区	次に掲げる標柱の1号から5号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と5号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号	標柱の所在地 鹿児島市小野四丁目1618番5 鹿児島市小野四丁目1634番 鹿児島市小野四丁目1616番1
常盤15地区	次に掲げる標柱の1号から11号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と11号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号	標柱の所在地 鹿児島市常盤一丁目579番16 鹿児島市武岡一丁目133番1 鹿児島市常盤一丁目596番9 鹿児島市常盤一丁目596番33 鹿児島市武岡一丁目133番51 鹿児島市常盤一丁目579番14
広木9地区	次に掲げる標柱の1号から8号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と8号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 8号 7号	標柱の所在地 鹿児島市田上町4562番1 鹿児島市田上町4560番1 鹿児島市田上町4561番1 鹿児島市田上町4563番1
若葉地区	次に掲げる標柱の1号から10号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と10号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 9号 2号 3号 4号 5号	標柱の所在地 鹿児島市伊敷台七丁目1626番2 鹿児島市若葉町1653番11 鹿児島市若葉町1748番1 鹿児島市若葉町1748番75



6号 7号	鹿児島市伊敷台七丁目1653番16
8号	鹿児島市伊敷台七丁目1625番1
10号	鹿児島市伊敷台七丁目1626番1

## 鹿児島県告示第308号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により，土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 土地区画整理組合の名称  
川内市権現原土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成17年9月9日から平成31年3月31日まで
- 3 施行地区  
薩摩川内市御陵下町字権現原，字権現脇及び字後田の各一部
- 4 事務所の所在地  
薩摩川内市国分寺町4164番地
- 5 設立認可の年月日  
平成17年9月2日
- 6 変更認可の年月日  
平成29年3月9日

## 鹿児島地域振興局告示第7号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により，次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年3月17日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年 3月8日	いちき串木野市大里3246番地5 本田幸廣	いちき串木野市大里字向井2683番6	31.09	4.02

## 公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので，当該意見を平成29年3月17日から1月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル隼人店  
霧島市隼人町眞孝字鶴牟田480 外18筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成28年10月20日
- 3 意見の概要

- (1) 騒音、振動その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の自然環境を損ねることがないように十分留意すること。  
また、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任を持って対処すること。なお、店舗乗り入れ車両の照明・騒音等、深夜営業が周辺地域に与えると予想される環境の変化については、事前に周辺住民に十分説明を行い、営業開始後も十分留意の上対応すること。
- (2) 工事中及び事業開始後に発生する廃棄物については、廃棄物処理法等の関係法令に基づいて、適正に処理すること。
- (3) 霧島市景観条例に係る届出対象規模に該当するため、別途事前相談及び届出を行うこと。  
(届出は工事着手30日前とする)
- (4) 工事中、営業開始後において、校区内児童生徒の通学路の安全確保に努めるとともに、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全に十分な対策を講ずること。
- (5) 深夜に、店舗周辺や駐車場が青少年のたまり場とならないよう巡回等による防止に努めること。
- (6) 工事途中において遺跡・遺物等が出土した場合は、現状を変更することなく速やかに霧島市教育委員会に連絡すること。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

指宿市西方字現示東2171番3、字田口田頭2177番1の一部、2177番2、2177番5の一部及び2178番2の一部並びに字現示2189番1、2189番2、2189番3、2189番4、2189番6、2189番7、2189番8、2190番1、2190番2の一部及び2189番3地先里道の一部

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 指宿市西方字現示東2171番3の一部、字田口田頭2177番1の一部、2177番2の一部、2177番5の一部及び2178番2の一部並びに字現示2189番1の一部、2189番2の一部、2189番3の一部、2189番4の一部、2189番6の一部、2189番7、2190番1の一部、2190番2の一部及び2189番3地先里道の一部

公園 指宿市西方字現示2189番4の一部及び2189番6の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

指宿市池田3146番地8

川路豊

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成29年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成29年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

1 調達をする物品等の種類

物品の購入（電気・通信機器類、計測・理化学機器類、局所排気設備、廃水処理装置、車両類及び航空機類）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下

「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等  
競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間  
平成29年3月17日から同年4月10日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から平成30年9月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成28年12月16日鹿児島県選挙管理委員会告示第53号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成29年3月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,732
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に	

関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	273,319	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数, その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	鹿児島市・鹿児島郡区	150,396
	鹿屋市・垂水市区	32,888
	枕崎市区	6,298
	阿久根市・出水郡区	9,194
	出水市区	14,958
	指宿市区	11,935
	西之表市・熊毛郡区	11,993
	薩摩川内市区	26,650
	日置市区	13,863
	曾於市区	10,820
	霧島市・始良郡区	37,274
	いちき串木野市区	8,161
	南さつま市区	10,114
	志布志市・曾於郡区	12,831
	奄美市区	13,817
	南九州市区	10,432
伊佐市区	7,778	
始良市区	21,036	
薩摩郡区	6,322	
肝属郡区	11,080	
大島郡区	17,288	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	273,319	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

## 公安委員会公告

警備業雑踏警備業務1級検定実施公告  
 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により, 警備員又は警備員になろうとする

者に対し、警備業雑踏警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。  
平成29年3月17日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 検定の種別及び級の区分

雑踏警備業務1級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

平成29年6月17日（土）午前9時から午後5時まで。ただし、検定実施の受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(3) 受検定員

30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

(2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

4 検定の方法及び内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成29年4月17日（月）から同月28日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 検定規則の別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

オ 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)に該当

- する場合に限る。) 1通
- カ 雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し(3の(2)に該当する場合に限る。) 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先  
受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法  
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること(受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。)
- 6 検定手数料  
13,000円(13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。)  
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。  
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先  
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110(内線3032・3033)